

特記仕様書

事業名	交通安全推進事業
件名	令和7年度交通安全スクールゾーン路面標示業務委託
履行場所	那覇市内一円
履行期間	契約締結の日から令和8年3月6日
業務概要	路面標示業務（スクールゾーン新規8ヶ所・補修23ヶ所）

（適用）

第1条 本特記仕様書は那覇市が発注する「令和4年度交通安全スクールゾーン路面標示業務委託」に適用する。本業務の履行にあたっては、本特記仕様書のほか関係法令等に基づき実施しなければならない。

（作業内容）

第2条 本業務は、別紙一覧表のとおり、スクールゾーンの路面標示作業を行うものとする。

（業務の着手と工程表）

第3条 受注者は、着手の日までに着手届、契約締結後14日以内に業務工程表を提出しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）

第4条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて作業現場に配置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

（1）現場代理人

（2）主任技術者（1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木に限る）の資格を有する者）

2 現場代理人、主任技術者はこれを兼ねることができる。

（名札等の着用）

第5条 現場を総括する現場代理人及び主任技術者等は作業現場内での名札及び腕章の着用すること。名札は顔写真、氏名、会社名、社印及び発行年月日の入ったものとする。

（関係機関との調整）

第6条 那覇市道路管理課、県警察本部その他関係機関との調整を十分に行い、必要な作業許可を得ること。

(安全対策)

第7条 作業中は、安全誘導員、標示板、夜間赤色灯を適切に設置し、通行人の安全に必要な処置を講ずること。

(那覇市暴力団排除条例に基づく対策)

第8条 受注者は、暴力団員及び暴力団密接関係者を市発注業務等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を提出しなければならない。

- 2 受注者は、当該業務委託契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請負以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- 3 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請負契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- 4 受注者はその旨、全ての当該業務委託関連者に周知しなければならない。

(疑義)

第9条 本業務に際して、疑義が生じた場合は、発注者及び受注者協議のうえ決定するものとする。